

## 滋賀県と西日本旅客鉄道株式会社との包括的連携協定書

滋賀県（以下「甲」という。）および西日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、滋賀県内の地域と鉄道の持続的発展に関して、以下のとおり包括的な連携と協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、滋賀県内の地域および鉄道の持続的発展に資するため、甲および乙が相互に情報や意見の交換に努め、協働により取り組むことが可能な案件について緊密に連携し協力することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 駅を核としたまちづくりに関すること。
- (2) 駅を中心としたアクセス改善に関すること。
- (3) 低炭素社会の実現と環境保全に関すること。
- (4) 観光・文化の振興・交流に関すること。
- (5) 子育て支援、青少年の健全育成、高齢者・障がい者支援に関すること。
- (6) 地域の暮らしの安全・安心の確保および災害対策に関すること。
- (7) その他、滋賀・びわ湖ブランドの推進、県民サービスの向上および地域と鉄道の持続的発展に関すること。

### （個別の協議）

第3条 甲および乙は、前条に掲げる個別の案件を協働により推進することについて合意したときは、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要となる事項について協議の上、別途取り決めるものとする。

### （協定の変更）

第4条 甲および乙は、そのいずれかから、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。

( 守秘義務 )

第 5 条 甲および乙は、協働による取組に当たって知り得た情報を甲または乙の承認を得ないで第三者に漏らしてはならない。

( その他 )

第 6 条 甲および乙は、この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各 1 通を保有する。

平成 2 3 年 2 月 1 4 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋 賀 県 知 事

嘉 田 由 紀 子

乙 京都府京都市南区西九条北ノ内町 5 番地 5

西日本旅客・道株式会社

執行役員 近畿統括本部 京都支社長 二 階 堂 暢 俊